

令和5年2月10日  
住民接種担当部

## 新型コロナワクチン住民接種の実施状況について

### 1 主旨

国は、現在、令和5年3月31日までとされている新型コロナワクチン接種事業の4月1日以降の在り方について、検討を行っている。区は、国からの最新情報をもとに、来年度の接種体制について準備を進めていく。

### 2 接種状況等

(1) オミクロン株対応ワクチン接種(2月6日時点。3～5回目の合計)

#### 接種状況

年齢区分	人口	接種済み人数	接種率
75歳以上	102,181	76,603	75.0%
65～74歳	84,493	58,449	69.2%
60～64歳	50,705	30,301	59.8%
50～59歳	142,586	66,757	46.8%
40～49歳	151,041	47,056	31.2%
30～39歳	126,608	28,048	22.2%
20～29歳	116,650	20,602	17.7%
18～19歳	15,163	3,852	25.4%
12～17歳	42,817	10,471	24.5%
<b>合計</b>	<b>832,244</b>	<b>342,139</b>	<b>41.1%</b>

#### 高齢者施設における接種(1月30日時点)

9月28日からオミクロン株対応ワクチン接種を実施し、1月30日までに対象229施設のうち166施設で約6,200人(従事者含む)の接種を完了した。また、48施設については、集団接種会場での接種や区を介さない医療機関による接種を実施している。

残りの対象施設15施設については、嘱託医等の医療機関及び巡回接種チームにより、早期に接種を完了させる予定である。

## 障害者施設における接種等

### a 障害者施設

高齢者施設の巡回接種チームを活用し、11月10日より巡回接種を開始し、12月28日までに希望する34施設、585人の接種を完了した。

なお、施設での接種場所が確保できない等の理由により巡回接種が難しい場合に対応するため、4回目と同様、保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ内）の集団接種会場に施設職員が同行することを条件として、施設向けの専用枠を11月24日、12月22日に設け、3施設、33人の接種を実施した。

### b 障害者専用接種会場

令和4年9月22日に開設した障害者専用接種会場において、従来型ワクチンを使用した接種者に対しては、オミクロン株対応ワクチンの接種希望調査を行い、12月22日に2名、1月12日に1名、保健医療福祉総合プラザの一般接種会場にて、障害福祉部の職員が立会いのもとで接種を実施した。

## (2) 小児（5～11歳）接種の実績（2月6日時点）

人口	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
	接種済み人数	接種率	接種済み人数	接種率	接種済み人数	接種率
52,158	9,673	18.5%	9,109	17.5%	3,531	6.8%

## (3) 乳幼児（生後6か月～4歳）接種（2月6日時点）

人口	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
	接種済み人数	接種率	接種済み人数	接種率	接種済み人数	接種率
32,479	1,095	3.4%	751	2.3%	26	0.1%

## 3 今後の接種の在り方に関する国の最新情報

### (1) 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会

2月8日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、2023年度以降の新型コロナワクチンの接種の方針について、次頁のとおり取りまとめられた。

今後、この内容を踏まえ、年度内に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において最終的な方針の取りまとめを行う予定とされている。

## 2023年度以降の新型コロナワクチンの接種の方針について

(令和5年2月8日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会資料2-1抜粋)

- ・重症者を減らすことを第一の目的とし、重症化リスクが高い者を対象とするが、それ以外のすべての者に対しても接種の機会を確保することが望ましい。なお、小児及び乳幼児については、現時点で従来型ワクチンしか利用できないが、接種できる期間が短かったことから、当面、現在の接種を行うべきである。
- ・(2023年の)秋冬に次の接種を行うべきである。
- ・ただし、今後の感染拡大、変異株の状況やワクチンの持続期間に係る新たなデータ、諸外国の動向等を踏まえ、重症化リスクが高い者はもとより、健常人であっても重症化リスクの高い者に頻回に接触する者には、さらに追加して行う接種の必要性に留意する必要。
- ・2023年の秋冬に使用するワクチンについて検討を進め、2023年度早期に結論を得るべきである。
- ・2024年度以降の接種についても、2023年度に行った接種と同様のスケジュールで行うことを基本とするが、対象者について、重症化リスクの高くない者については、新たに得られるデータ等も踏まえ、2023年中を目途に改めて公費負担に基づく接種の継続の必要性を検討すべきである。

上記の他、初回接種や、小児及び乳幼児の接種についても、オミクロン株対応2価ワクチンに早急に切り替えていくことが望ましい旨の見解が示された。

### (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策本部

国は1月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部で、以下のとおり決定した(「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」抜粋)。

ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づいて実施することとなる。4月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

## 4 区の接種体制

### (1) 令和4年度末まで

#### 集団接種会場

保健医療福祉総合プラザ (うめとぴあ)	年度末まで各週2日(金、土曜日)開設 一部、小児接種を実施する日程あり
旧二子玉川仮設庁舎A棟	3月下旬の開設日は、来年度以降の接種の方針が決まり次第、別途判断する。
烏山区民センター	2月18日(土)(小児接種実施日)の開設をもって終了

#### 個別接種

引き続き、接種に協力いただける医療機関で実施する。

( 2 ) 令和 5 年度以降

来年度以降の接種に関する国の方針が決定され次第、早急に区の対応を決定する。

5 今後のスケジュール ( 予定 )

年度内 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

国の決定を踏まえ、区における来年度の接種体制について早急に決定